

明石市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「事業所等」という。）に対し、新型コロナウイルス感染症の発生による通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等に対して支援を行うことにより必要な障害福祉サービス等を継続して提供できる環境を整備することを目的に、事業者に対し予算の範囲内において助成金を交付することについて、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」（令和5年5月8日付け障発0508第4号。以下「国要綱」という。）及び明石市補助金等交付規則（昭和47年4月1日規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象等)

第2条 助成金の交付の対象となる者、対象となる経費及び助成金の基準単価は、別表に掲げるとおりとする。

(本事業の適用期間)

第3条 本事業の適用期間は、令和5年5月8日から令和6年3月31日とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、基準単価と助成対象となる経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を交付する。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の交付を複数回行う場合は、前項中「基準単価」とあるのは「基準単価から第7条で決定した額の合計を差し引いた額」と読み替えるものとする。

3 基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用するものとする。なお、令和4年度分の取扱いについては、事業所等が令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づく事業を実施し助成を受けている場合は、当該助成額を基準単価から除いた金額まで助成することができるものとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請は、助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「申請書等」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 様式ア、様式イ及び様式ウ
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書等が提出されたときは、これを審査し、助成金の交付を決定したときは、申請者に対し、助成金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 前条の交付の決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、市が指定する様式により速やかに、市長に報告しなければならない。なお、助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (9) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を助成金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) その他市長が助成金等の交付の目的を達成するために必要と認める条件。

(交付の時期)

第8条 助成金は、当該助成事業等が完了した後において交付する。

(助成金の返還等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から、当該助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(助成金の重複受給の禁止)

第10条 助成対象経費のうち、国又は地方公共団体等から他の助成金等の交付を受けているものについては、本事業の助成対象とならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月5日から施行する。

別表（第2条関係）

事業内容	対象となる者	対象となる経費	助成金の基準単価
(1) 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援	市内に所在する事業所等であって、国要綱の規定に該当するもの	国要綱の規定による	国要綱の規定による
(2) 障害福祉サービス事業所等との協力支援	市内に所在する事業所等であって、国要綱の規定に該当するもの	国要綱の規定による	国要綱の規定による